

第2章

構想の位置づけ

2-1 これまでの経緯

河川改修の経緯

天井川*であった旧草津川では、洪水の際に大規模水害の発生が懸念されていました。昭和 46 年に琵琶湖総合開発計画の中小河川改修事業に採択されたことで、草津川放水路（新草津川）の平地河川化が始まりました。平成 14 年に新草津川に通水がはじまり旧草津川は廃川となりました。こうしてできたのが、草津川跡地です。

表 2-1 河川改修の経緯

昭和 46 年 4 月	琵琶湖総合開発計画の中小河川改修事業に採択
昭和 57 年 4 月	工事着手
平成 4 年 4 月	草津川放水路事業が国の直轄事業となる
平成 14 年 7 月	新草津川に通水開始
平成 15 年 4 月	旧草津川が国から県に譲渡
平成 21 年 4 月	新草津川の管理を国から県に移管

草津川跡地の利用計画策定の検討経緯

草津川跡地の利用については、平成 11 年に「草津川廃川敷地利用計画検討協議会」が設置され、歴史的空間、緑地、道路、防災空間等の幅広い跡地利用について検討が進められました。この間協議会は、跡地利用計画に学識経験者や地域住民等の意見を反映させるため、「草津川廃川敷地利用計画検討懇話会」を設置しました。懇話会では、市民のみなさんを対象とした公開フォーラム等を踏まえ、平成 13 年に「跡地利用に関する提言」を取りまとめました。

平成 14 年には、提言とそれ以降に出された様々な提案や要望を踏まえながら、協議会が「草津川廃川敷地整備基本計画」を取りまとめ、将来の跡地利用のための基本的な方向性を示しました。

表 2-2 草津川跡地の利用計画策定の検討経緯

平成 11 年	草津川廃川敷地利用計画検討協議会の設置
平成 12 年	利用計画懇話会を設置
平成 13 年	「跡地利用に関する提言」のとりまとめ
平成 14 年	「草津川廃川敷地整備基本計画」を策定

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

暫定利用に関する経緯

草津川跡地は、地域住民に親しまれる憩いの場であり、整備計画が実施されるまでの間、地域の財産として、地域住民と行政との協働による暫定的な有効活用や、適切かつ良好な維持管理が行なわれています。

平成 15 年度に、県と市で道路等の管理区分を決めるため、「草津川廃川敷地の管理に関する協定書」を締結しました。この協定期間は、具体的な土地利用に伴う工事が実施されるまでとされています。

平成 16 年度には、地域住民の代表や各種団体の代表、公募委員、草津市、栗東市、滋賀県を交えた「草津川廃川敷地の管理・活用を考える協議会」が設置され、草津川跡地の暫定活用について 6 回の会議が行われました。

平成 17 年度には、前年度の協議会の結論をとりまとめた報告書が提出され、その報告書にもとづいて「草津川廃川敷地の管理・活用にかかる運営委員会」が設置（平成 17 年 8 月 25 日に施行）されました。ここで草津川跡地の暫定活用について維持管理を含め滋賀県と活用団体が協定を締結しました。

平成 19 年度に、県と市で「草津川廃川敷地の管理および暫定活用に関する協定書」を締結しました。管理協定による区域は、木川川原線（新田橋）～大路 16 号線（草津川線）間の約 1.7km で、管理協定の期間は、具体的な土地利用が実施されるまでとされています。

平成 20 年度には、市が暫定整備をするために前年度の協定書を変更し、「草津川廃川敷地の管理および暫定活用に関する変更協定書」として締結しました。

さらに、同年 9 月～12 月にかけて今後草津川跡地の暫定整備を進めていくための「ワークショップ*」が 4 回開催され、地元住民のみなさんの意見を取り入れた「市民提案図」が作成されました。

表 2-3 暫定利用に関する経緯

平成 15 年度	「草津川廃川敷地の管理に関する協定書」の締結
平成 16 年度	「草津川廃川敷地の管理・活用を考える協議会」の設置
平成 17 年度	「草津川廃川敷地の管理・活用にかかる運営委員会」の設置
平成 19 年度	「草津川廃川敷地の管理および暫定活用に関する協定書」の締結
平成 20 年度	「草津川廃川敷地の管理および暫定活用に関する変更協定書」の締結 全 4 回の「ワークショップ」の開催 「市民提案図」の作成

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

2-2 上位・関連計画との関係

草津川廃川敷地整備基本計画

草津川廃川敷地整備基本計画（平成14年5月策定）は、一般市民を対象とした公開フォーラム等の結果や住民から寄せられた提案、要望を踏まえ、「草津川廃川敷地利用計画検討協議会」（平成11年設立）がとりまとめたもので、将来の草津川跡地利用のための基本的な方向付けを示すものです。

長期的な視点に立った計画策定を行い、公共的な利用を基本としながら、今後の時代の流れの中でその要請に追従できるような余裕のある空間として草津川跡地を残していくことが基本方針とされています。

“利用コンセプト”

「将来の豊かな空間整備（ゆとり、うるおい、活力、安心）」

“4つの導入機能”

利用コンセプトのもと、「歴史的空間」の保全、「緑」の機能、「交通」の機能、「防災」の機能の導入が目指されています。

○「歴史的空間」の保全

歴史的空間であり、文化財的な価値を高く評価される天井川*を保全し、地域の貴重な財産として地域の活性化に役立つような保全の方法を探っていく必要性が述べられています。

○「緑」の機能

河口～メロン街道間の約1.3kmの区間をビオトープ*として保全するとともに、上流区間についても里山的な空間として極力保全していく方針が述べられています。その中で、適切な維持管理を継続しながら、自然学習の場としての活用を図り、緑のネットワークの形成、既存公園・都市施設*との連携を目指すとしています。

○「交通」の機能

廃川敷地において、新しい環境共生道路「緑の中の道路」の実現、道路ネットワークの改善、歩行者ネットワークの改善を図る目標が掲げられています。道路計画の検討においては、将来の交通需要予測*やPI*（パブリックインボルブメント）手法も考慮し、住民のみなさんとの合意形成を踏まえながら、進めていくことが述べられています。

○「防災」の機能

都市防災機能の向上のための防災空間として廃川敷地の活用を図るビジョンが示されています。具体的には、災害時の避難場所や避難経路、災害復旧・救援時の緊急輸送路として積極的に活用し、防災計画上改めて位置付けをしていくとともに、金勝川合流点付近は、防災公園として活用することが述べられています。また、道路整備の際には、共同溝*の設置によるライフライン*の地中化、防火水槽の設置等による防災機能の強化を図る案も提示されています。

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

第5次草津市総合計画

第5次草津市総合計画（平成22年3月策定）は、「出会いが織りなすふるさと“元気”と“うるおい”のあるまち草津」を将来ビジョンに、市の長期的なまちづくりの方向性が示された計画です。この計画は、基本構想と基本計画の2部で構成しており、それぞれの概要および草津川跡地の位置づけは以下のようになっています。

“基本構想”

基本構想の中では、「将来ビジョン」と「まちづくりの基本方向」、「行政の姿勢と役割」について述べています。また、市域を3つのゾーンに分けた「まちの構造図」のイメージを描いています。

○ まちづくりの基本方向

将来ビジョンに基づいて、「『人』が輝くまちへ」、「『安心』が得られるまちへ」、「『心地よさ』が感じられるまちへ」、「『活気』があふれるまちへ」という4つのまちづくりの基本方向を示しています。

○ まちの構造図

市内に「にぎわい拠点」、「学術・福祉拠点」、「湖岸共生拠点」の3つの都市拠点と、「まちなか環状道路」、「ひがし環状道路」、「にし環状道路」の3つの環状道路を設けるとともに、「うるおいネットワーク*」として「緑のみち」、「水のみち」、「歴史のみち」を形成し、それぞれの拠点をつなぐ計画を掲げています。



“基本計画”

基本計画の中では、ふるさと草津の心（シビック・プライド）をつくるための「3つのリーディングプロジェクト」を掲げています。

水と緑と文化に満ちた暮らしのプロジェクト

- ・市民文化の拠点づくり
- ・市民文化を未来につなぐ活動への支援
- ・草津川廃川敷地を活用した憩いの空間づくり
- ・「くさつエコ・ミュージアム*」の展開
- ・「うるおいネットワークづくり」

はつらつ草津の未来プロジェクト

- ・「草津ブランド」の強化
- ・市内産業の集積・ネットワーク化の促進
- ・滋賀の魅力拠点となる“まちなか”づくり
- ・「農」に親しむ交流活動の促進
- ・草津の暮らしを楽しむ観光プロデュース

市民が学んで築く地域プロジェクト

- ・子供の育ち・学びの応援
- ・地域と大学が連携するまちづくり
- ・地域社会における“新しい段階”の市民自治づくり
- ・地域の「福祉力」の向上
- ・地域の防犯・防災力の強化

図 2-1 3つのリーディングプロジェクト

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

草津川跡地の位置づけ

基本構想は、平成14年度に策定された草津川廃川敷地整備基本計画での考え方を基本に、草津川跡地の利活用の基本方向が示された第5次草津市総合計画を上位計画として位置づけています。上位計画からもわかるように、草津川跡地はそれぞれの計画の中で都市に憩いや安らぎを与える貴重な緑資源として捉えられていることがわかります。

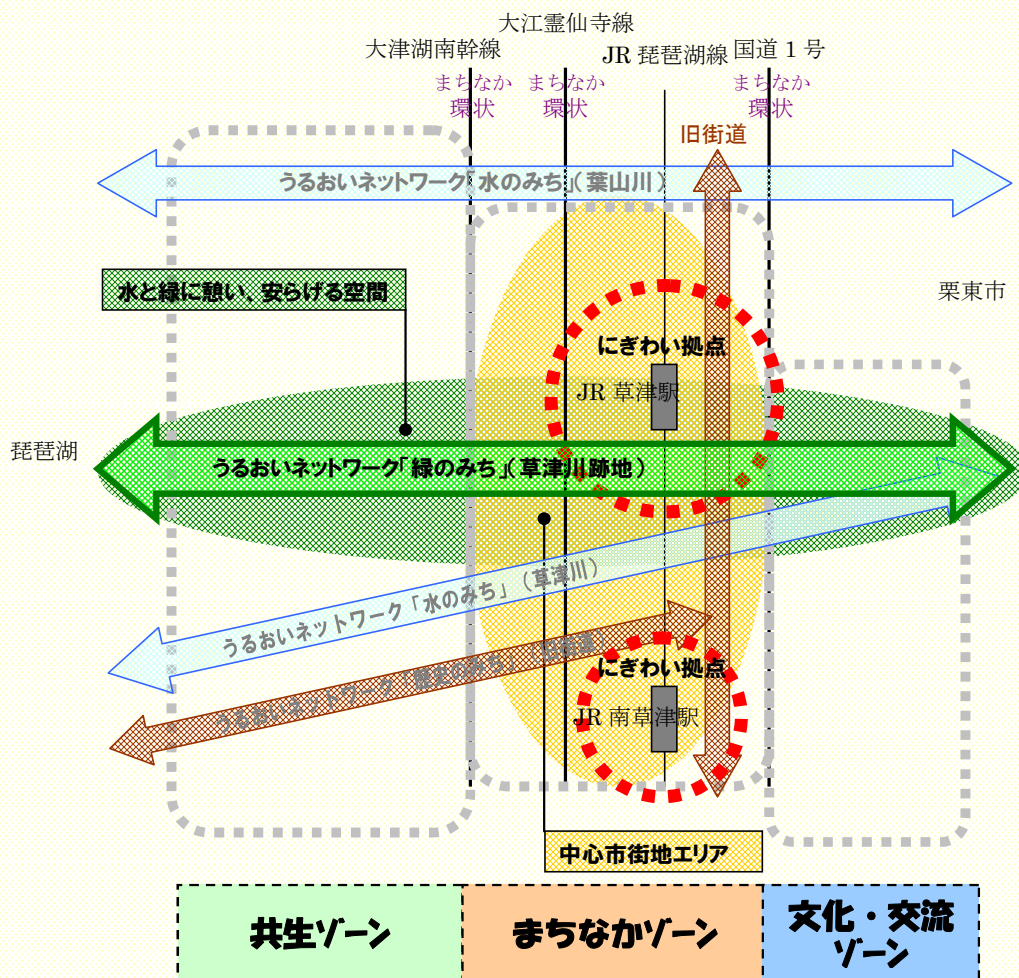
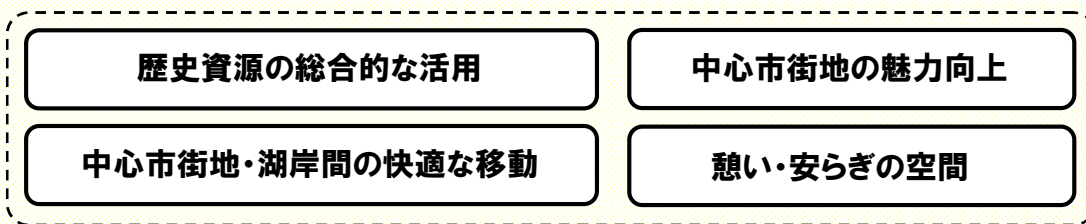


図2-2 草津川跡地の位置づけ

第5次草津市総合計画では、草津川跡地を「うるおいネットワーク* (緑のみち)」として位置づけ、4つの役割を担うことを示しています。



注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

草津市都市計画マスタープラン

草津市都市計画マスタープラン（平成18年3月策定、平成22年6月一部変更）は、平成32年における草津市の都市の将来像や土地利用、地域ごとのまちづくりの方針等を定め、市の都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものです。全体構想と地域別構想の2部からなり、それぞれの中で草津川跡地の位置づけを示しています。

“全体構想”

全体構想では都市づくりの基本テーマを「ゆとりと活力のある生活実感都市 草津～美しく魅力あふれる都市空間をめざして～」とし、①安全で安心できる都市の形成、②立地特性を活かした賑わいと活力ある都市の形成、③歴史と調和した美しく潤いのある都市環境の形成、④人にやさしく環境に配慮した都市空間の形成、⑤協働によるまちづくり文化の醸成を都市づくりの目標として掲げています。

草津川跡地の位置づけ

マスタープランが掲げる平成23年における草津市の「将来都市構造図」において、草津川跡地を都市の骨格を形成する環境軸として位置づけています。将来の環境軸として、琵琶湖湖岸を連続的に結ぶ広域環境軸と草津川、葉山川、北川、狼川、草津川跡地、国道1号、京滋バイパス、(都)大津湖南幹線および(都)山手幹線等を利用した基幹環境軸により、水と緑のネットワーク*を形成する目標を示しています。

“地域別構想”

地域別構想では、市域を「常盤地域」、「笠縫地域」、「山田地域」、「草津地域」、「志津地域」、「老上地域」の6つに分け、地域別に構想を整理しています。

草津川跡地の位置づけ

<笠縫地域>

“みどり豊かな「農」空間と潤いある「住」空間が調和するまち”を将来イメージに掲げた笠縫地域では、草津川跡地の堤体切下げによる道路拡張等を含めた道路としての有効活用を検討や、廃川敷地の桜つつみを保全・有効利用していくことを示しています。

<山田地域>

“グリーンベルトに囲まれた美しい農業景観を守るまち”をイメージとした山田地域では、草津川跡地と草津川、伯母川、琵琶湖湖岸によるグリーンベルト形成の将来像を示しています。

<草津地域>

“歴史資源を魅力として活かしながら住・商の共生が活力を高めるまち”を将来イメージとした草津地域では、草津川跡地に一次避難地*を配置する計画について触れています。また、草津宿本陣周辺での歴史性のある空間の形成や、観光客の利便性向上のための駐車場の確保、市街地に隣接する緑地空間の形成を検討していくことを述べています。

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。

第2次草津市緑の基本計画

「第2次草津市緑の基本計画」は、長期的な視野に立って、緑とオープンスペース*の将来像や目標を定め、実現するため基本計画として平成22年9月に策定しました。草津市の緑環境に関する現状と課題、理念と目標、施策、緑化重点地区、計画推進の方針を示しています。

“理念と目標”

計画のテーマとして、「パートナーシップ*で育む緑住文化都市 ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津」を示しています。基本方針は、「守る」、「つくる」、「育てる」という3つの視点からなり、相互に関連しあい、基本理念の実現を目指すものです。

“みどりの将来像”

草津の将来として、草津市域を「水辺と田園のみどり」、「まちなかのみどり」、「山手丘陵地のみどり」の3つのゾーンに分け、これらを結ぶ軸として「みどりのみち」、「水のみち」という2つの骨格を設定しています。

“まちなかのみどり”

JR 草津駅、JR 南草津駅を中心とするエリア（大津湖南幹線と、JR 東海道新幹線及び名神高速道路に挟まれた範囲）に設定した「まちなかのみどり」では、多くの市民が身近にみどりにふれあうことができる「まちなかのみどり」の創出を謳っています。

草津川跡地の位置づけ

歴史的な資源も含め草津川跡地を活用し、中心市街地の魅力を高めると共に、中心市街地・湖岸間を快適に移動でき、憩いの空間が整えられた「みどりのみち」として位置づけ、整備の方向性を検討することを述べています。

“基本方針と基本施策”

「守る」、「つくる」、「育てる」を基本方針とし、みどりの将来像実現のための22の基本施策を掲げています。

草津川跡地の位置づけ

草津川跡地は、市域に残された貴重なみどりの資源かつ、地域の歴史・文化を育んできた環境資源、生活の安全と安心を守る防災空間として位置づけ、その整備と活用、次世代への継承方法検討の必要性を述べています。

草津市地域防災計画

昭和39年に策定し、平成19年11月に改定した「草津市地域防災計画」は、草津市の地域での地震災害・風水害に関連する災害予防、災害応急対策および災害復旧を実施することにより、草津市の地域や住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。

草津川跡地の位置づけ

防災対策の推進方向の中で、草津川跡地を延焼阻止のための緩衝緑地や市街地に残存する貴重な緑地として位置づけています。

注：文中の*は「参考資料 用語解説」で用語の解説を記載しています。